

あなたと大切な人を守るために、 風しん感染を防ぎましょう

風しんは、感染者の咳や会話などで飛び散る飛沫を吸い込んで感染します。自身や周りの人を守るため、抗体検査と予防接種を受けましょう。

◎問い合わせ 健康課 ☎23-2765

風しんにかかる

小児は発熱や発疹、首や耳の後ろのリンパ節に腫れが見られます。通常、数日で治りますが、まれに高熱や脳炎で入院することがあります。成人は高熱・発疹の長期化や関節痛など、重症化する可能性があります。

また、妊娠初期（20週以前）の妊婦が感染すると、赤ちゃんが先天性心疾患や白内障、難聴を特徴とする先天性風しん症候群をもって生れる可能性が高くなります。

風しん感染の予防に 役立つ無料クーポン券

公的に風しんワクチンの予防接種を受ける機会がなかった世代全員を対象に、無料で風しんの抗体検査と予防接種が受けられるクーポン券を



送付しています。

●対象 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

●無料クーポン券の有効期限延長

「2020年3月」または、「2021年3月」と表示されていても、「2022年2月」まで使用できます

抗体検査・予防接種の流れ

風しんへの抵抗力を確認するため、採血で抗体検査を行い、抗体が低かった場合は予防接種を受けます。抗体検査や予防接種は全国の医療機関で受けられます。

なお、クーポン券は、健康診断や人間ドックで使える場合もありますので、受診先に確認ください。クーポン券を紛失した人は、再発行できますので、健康課まで問い合わせください。



厚生労働省HP

災害時に支援が必要な人の 名簿を作成しています

市では、災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿(名簿)」を作成し、自治公民館や民生委員、児童委員、消防団などの避難支援の関係者と連携しながら、支援を必要とする人の命を守る仕組みづくりを進めています。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980

災害が発生したときや、発生の恐れのあるときに、自力での避難が困難な高齢者や障がいのある人は、避難情報の伝達や避難所への誘導などの支援が必要です。

名簿登録の対象となる人

- 次の①～⑧に該当する人のうち、災害時に自ら避難することが困難で、家族の支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない在宅の人
- ① 65歳以上の1人暮らしの人
 - ② 75歳以上のみの世帯
 - ③ 要介護度3以上の人
 - ④ 身体障害者手帳の交付を受け、1級・2級の肢体障がい、視覚障がいまたは、聴覚障がいのある人
 - ⑤ 療育手帳の交付を受けている人
 - ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

調査に協力ください

- ⑦ 難病患者の医療受給者証の交付を受けている人
- ⑧ ①～⑦に準じる状態で、自ら登録を申し出た人

支援の必要な人を正確に把握するため、市では、名簿を毎年更新しています。支援が必要と思われる人に「名簿登録調査票」を8月末までに送付しますので、必要事項を記入し、返送ください。

【留意事項】

- 調査票が届いた人で、登録を希望しない場合は、「名簿情報提供拒否申出」を提出ください
- 調査票が届かなかった人も登録できます
- 名簿に登録されても、災害時の支援が保障されるものではありません